

滋賀県中学校体育大会※1 開催要項 参加資格規定

7 参加資格 ⑤ 参加資格の特例（規定）

◎地域スポーツ団体等（以下、地域クラブ活動）に所属する中学生

（1）地域クラブ活動に所属し、滋賀県中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。

（2）大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

ア 県大会の参加を認める条件

- ・滋賀県中学校体育連盟の目的および、永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- ・生徒の年齢および、修業年限が我が国の中学校と一致していること（滋賀県内の中学校に在籍している生徒であること）。
- ・参加を希望する地域クラブ活動にあっては、日常継続的な活動が代表者もしくは、指導資格を有する指導者の指導のもとに、滋賀県内で適切に行われていること。
- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年スポーツ庁）および、「部活動の指導について」（令和5年3月県教委）を遵守していること。
- ・（公財）滋賀県スポーツ協会の競技団体に加盟している。かつ同じ内容で滋賀県中学校体育連盟に登録していること。
- ・本大会において、競技役員や審判など、運営上必要な事項に協力すること。
- ・地域クラブ活動から出場する生徒は、在籍する中学校へ申し出ていること。なお、地域クラブ活動で本大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- ・同一人が複数チームの引率者・監督・コーチとなれない。

イ 本大会に参加した場合に守るべき条件

- ・大会の参加資格を守り、出場する競技種目の大会申し込み合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- ・大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率に関する特例は適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ・大会参加に要する経費については、応分の負担をすること。
- ・1 団体の同一競技での参加は、1 チームのみとすること。

（3）参加を認めない場合

ア 大会参加申し込みに際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、以降一切の参加を認めない。

イ 本規定（専門部ごとの細則含む）を遵守できていない場合は、以降一切の参加を認めない。

（4）その他

- ・この特例については、専門部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。
- ・この特例については、今後も検討し修正・変更がある。

※1 滋賀県中学校体育大会とは、春季体育大会・夏季総合体育大会・秋季新人大会・駅伝競走大会・冬季体育大会をいう。